# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

一 総務省目	<ul><li>国家戦弊</li></ul>	〇 行政手法	〇 特別会記	〇 住民基本	〇 地方財政法	〇 児童福祉法	〇 地方自治	○子ども
置法 (平成十	家戦略特別区域法(	心における特定	元に関する法律	台帳法 (昭和	法(昭和二十		法(昭和二十	子育て支援法
総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)	(平成二十五年法律第百七号)	の個人を識別す	(平成十九年法	四十二年法律第	(昭和二十三年法律第百九号) (抄)	二年法律第百六	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)	(平成二十四年
-一号) (抄)		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法	特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)		(昭和二十二年法律第百六十四号) (抄)	-七号) (抄)	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)
	(抄)	の利用等に関う	(抄) ::	抄)				号) (抄)
		する法律(平4						
		律第二十七号) (抄)						
79	75	73	69	67	666	65	64	1
	.0	. 0	00	01	00	00	UI	1

## ○ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

\* る改正後のもの。 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第六十六号)第四条によ

も・子育て支援施設等	第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ど	第三款 施設等利用費の支給(第三十条の十一)	第二款 施設等利用給付認定等(第三十条の四―第三十条の十)	第一款 通則(第三十条の二・第三十条の三)	第四節 子育てのための施設等利用給付		第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給(第二十七条	第二款 教育·保育給付認定等(第十九条—第二十六条)	第一款 通則(第十一条—第十八条)	第三節 子どものための教育・保育給付	第二節 子どものための現金給付 (第九条・第十条)	第一節 通則(第八条)	第二章 子ども・子育て支援給付	第一章 総則(第一条—第七条)	目次	改正後
	第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	―第三十条)	第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給(第二十七条	第二款 支給認定等 (第十九条—第二十六条)	第一款 通則(第十一条—第十八条)	第三節 子どものための教育・保育給付	第二節 子どものための現金給付 (第九条・第十条)	第一節 通則(第八条)	第二章 子ども・子育て支援給付	第一章 総則(第一条—第七条)	目次	現行

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育·保育施設(第三十一条—第四十二条)

第二款 特定地域型保育事業者 (第四十三条—第五十四条)

第三款 業務管理体制の整備等 (第五十五条—第五十七条)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表 (第五十八条)

第二節 特定子ども・子育て支援施設等(第五十八条の二―第五十八

条の十二)

第四章 地域子ども・子育て支援事業 (第五十九条)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業 (第五十九条の二)

第五章 子ども・子育て支援事業計画(第六十条—第六十四条)

第六章 費用等(第六十五条—第七十一条)

第七章 子ども・子育て会議等(第七十二条—第七十七条)

第八章 雑則(第七十八条—第八十二条)

第九章 罰則 (第八十三条—第八十七条)

附則

(基本理念)

第二条 (略)

は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準

質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減に

ついて適切に配慮されたものでなければならない。

3

(略

(新設)

第一節 特定教育·保育施設(第三十一条—第四十二条)

第二節 特定地域型保育事業者 (第四十三条—第五十四条)

第三節 業務管理体制の整備等 (第五十五条—第五十七条)

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表 (第五十八条)

(新設)

第四章 地域子ども・子育て支援事業(第五十九条)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業 (第五十九条の二)

第五章 子ども・子育て支援事業計画(第六十条—第六十四条)

第六章 費用等(第六十五条—第七十一条)

第七章 子ども・子育て会議等(第七十二条―第七十七条)

第八章 雑則 (第七十八条—第八十二条)

第九章 罰則(第八十三条—第八十七条)

附則

(基本理念)

第二条 (略)

質かつ適切なものでなければならない。は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準

3 (略)

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち 一 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの定める基準を満たすもの	施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で る届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定によ	歩学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をい) ) () 、第五十九条第三号ロ及び第六章	のを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条二)幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるも一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)十一第一項第一号 第五十八条の四第一項第一号 第五十八条の十第	第一頁第一号、第五十八条の四第一頁第一号、第五十八条の十八条の世界に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条項に規定する特定教育・保育施設であるもの及び第二十七元等をいう。第五号において同じ。)であるもの及び第二十七元とども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定す	設又は事業をいう。   10    この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施	(略)	第七条 (各)
					(新 設)	2	第七条

略 略

### 政令で定めるもの

Ŧī. 実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの 学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、 的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就 間及び期間の範囲外において、 げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又は口に定める一日当たりの時 支援学校 認定こども園 及び期間 (教育又は保育をいう。 認定こども園 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間 幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・ (保育所等であるものを除く。 以下同じ。 家庭において保育を受けることが であって、 次のイ又は口に掲 幼稚園又は特別 その事業を 一 時 保

- 間及び期間 当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時 当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時 口 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日
- げる事業に該当するものを除く。) 「 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲
- 施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもので定める基準を満たすもので定める基準を満たすもの 「同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。」のうち、市町村が実 「同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。」のうち、市町村が実 を満たすもの 「同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。」のうち、市町村が実 を満たすもの

(子ども・子育て支援給付の種類)

ための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どもの

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要がある 第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問さい、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、そせ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは順話を行う施設者しくは事業所に立ち入り、それの設備者しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。 2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 (略)

2 (略)

項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三

第二款 教育·保育給付認定等

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子ども

のための教育・保育給付とする。

と認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どもの第十四条「市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要がある

又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、じ。)を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であったための教育・保育給付に係る教育・保育(教育又は保育をいう。以下同

物件を検査させることができる。
う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の

三項の規定は前項の規定による権限について準用する。2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 (略)

2 (略)

項の規定は前二項の規定による権限について準用する。3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三

第二款 支給認定等

(市町村の認定等)

第二十条 (略)

2·3 (略

う。 載した認定証 らない。この場合において、 者 校就学前子どもの区分、 育給付認定子ども」という。)の該当する前条第一項各号に掲げる小学 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保 市町村は、 ( 以 下 )を行ったときは、 「教育・ 第 (以下「支給認定証」という。) を交付するものとする。 一項及び前項の認定(以下 保育給付認定保護者」という。)に通知しなければな 保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記 その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護 市町村は、 内閣府令で定めるところにより 「教育・保育給付認定」とい 4

5 · 6 (略)

ないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したもき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされ处かされまいとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないと7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する

(教育・保育給付認定の有効期間)

のとみなすことができる

保育給付認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間(以下「教育

(市町村の認定等)

第二十条 (略)

2·3 (略)

村は、 るものとする。 定める事項を記載した認定証 号に掲げる小学校就学前子どもの区分、 前子ども(以下「支給認定子ども」という。)の該当する前条第一項各 護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、 ったときは、 市町村は、 内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学 その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保 第一項及び前項の認定 (以下「支給認定証」という。) を交付す (以 下 保育必要量その他の内閣府令で 「支給認定」という。) を行 市町

5・6 (略)

ことができる。 
、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなす理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないとき、又は処処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する

(支給認定の有効期間)

|期間」という。) 内に限り、その効力を有する。第二十一条 支給認定は、内閣府令で定める期間(以下「支給認定の有効

(届出)

(届出

## (教育・保育給付認定の変更)

(係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものにつき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定にっき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定 2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者 2

場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規

とする

定子ども(以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が満三歳に達第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条

他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その第二十二条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、内閣府

### (支給認定の変更)

他の物件を提出しなければならない。

変更の認定を申請することができる。
認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定のの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定に係る当該支給第二十三条、支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給

対し、支給認定証の提出を求めるものとする。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必

て、必要な技術的読替えは、政令で定める。定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合においる。第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規

したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところに号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第十九条第一項第三

4

に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるもにおいて、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定より、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところに

給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技 5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育 5

のとする。

術的読替えは、

政令で定める。

の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。 った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行

## (教育・保育給付認定の取消し)

第二十四条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には

- 、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。
- る小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げ

当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが

- 認めるとき。
  内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと
  二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間
- 三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内

認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給より、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、

第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の支給認定の

は、政令で定める。変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替え

る事項を記載し、これを返還するものとする。 は、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係6 市町村は、第二項又は第四項の支給認定の変更の認定を行った場合に

## (支給認定の取消し)

- に該当しなくなったとき。 の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども一 当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定
- の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 二 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外
- 三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定

護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。 閣府令で定めるところにより、 当該取消しに係る教育・保育給付認定保

## (内閣府令への委任

第二十六条 他の手続に関し必要な事項は、 この款に定めるものの 内閣府令で定める。 にか、 教育・保育給付認定の申請その

## (施設型給付費の支給

第二十七条 ŋ 準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当た 受ける教育・保育 地域型保育を除き、 認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限 ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、 該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受 に に該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標 に該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において 下 定の有効期間内において、 が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設 おいて受ける教育に限り、 の時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。 「特定教育・保育施設」という。) 「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定 市町村は、 (保育にあっては、 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども 教育・ 市町村長 保育給付認定子どもが、 同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに (特別区の区長を含む。 から当該確認に係る教育・保育 同号に掲げる小学校就学前子ども 教育·保育給付認 満三歳未満保育 又は幼稚園 以下同じ。 以

る。

以 下

の返還を求めるものとする。 めるところにより、 当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証

## (内閣府令への委任)

第二十六条 関し必要な事項は、 この款に定めるもののほか、 内閣府令で定める。 支給認定の 申請その他の手続に

## (施設型給付費の支給

第二十七条 教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところによ っては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。 同 も園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こど ものに限る。 内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる て提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して は、 どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育 設」という。 給に係る施設として確認する教育・保育施設 て、 十九条第 .項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあ 市町村長 同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し 一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子 市町村は、 )又は幼稚園において受ける教育に限り、 (特別区の区長を含む。以下同じ。 から当該確認に係る教育・保育 支給認定子どもが、 支給認定の有効期間内にお (以 下 (地域型保育を除き、 が施設型給付費 「特定教育・保育施 同項第二号に掲 (保育にあって 以 下 「特定 0) 支 第

した費用について、施設型給付費を支給する。
量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給

げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲

3

#### 一 (略)

とする。

る世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属す

#### 4 (略)

5

教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・

育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことがで育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る

認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給り、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・

給する。

やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認

とする。

「お額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)がる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲

#### 一 (略)

得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所

#### 4 (略)

支払うことができる。 支払うことができる。 支給認定子どもが特定教育・保育施設に 支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該 支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該 支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該

きる。

対し施設型給付費の支給があったものとみなす。 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に

7 · 8 (略)

(特例施設型給付費の支給)

支給することができる。

幸に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三きは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めると

期間の範囲内において行われる保育 りの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び ら特別利用保育 の他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。)。 以下同じ。 保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一 た日から当該教育・ る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をし 保育給付認定子どもが、 第十九条第 緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。 教育・保育給付認定子どもが、 を受けたとき 一項第一 (同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に 一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 特定教育・保育施設 (地域における教育の体制の整備の状況そ 当該教育・保育給付認定子どもに係 (地域型保育を除く。 (保育所に限る。) か )をいう。 日当た

給付費の支給があったものとみなす。
6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し施設型

7 · 8 (略)

(特例施設型給付費の支給)

支給することができる。

号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三きは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めると

とき 保育 必要があると市町村が認めるときに限る。)。 行われる保育 案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において 対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘 認定子どもが、 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給 (同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに (地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して (地域型保育を除く。 特定教育・保育施設 )をいう。 (保育所に限る。 以下同じ。 から特別利用 を受けた

する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定ら特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)か三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ

2

教育・保育を除く。

以下同じ。)を受けたとき

当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費して市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費は、等とする。)を基準として市町村が定める額が、当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額が、当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額が、当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額が、当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準と

とする。)

とする。)

とする。)

や別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育に要した費用の額がりので定める額を限度として当該教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育とする。)

総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣

、当該各号に定める額とする。特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ

る額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めに要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保に要した費用の額を勘案して内閣・特別利用保育・特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣・特別利用保育・特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣・

総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣

別利用教育に要した費用の額を超えるときは、 給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市 に要した費用の額) ·村が定める額を控除して得た額 から政令で定める額を限度として当該教育・ (当該額が零を下回る場合には、 当該現に特別利用教育 保育 零

3 ς 5 (略

とする。

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 下 者に対し、 特定地域型保育」という。)を受けたときは、 地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育 係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者 により、 定の有効期間内において、 「満三歳未満保育認定地域型保育」 当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護 当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。 市町村は 満三歳未満保育認定子どもが、 当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に という。)に要した費用について 内閣府令で定めるところ 教育・保育給付認 (以下「特定 ( 以 下 以

2 内閣府令で定めるところにより、 とする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、 子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得な 提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けよう 特定地域型保育事業者に支給認定証を

地域型保育給付費を支給する

る額を控除して得た額 護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町 に要した費用の額) 別利用教育に要した費用の額を超えるときは、 から政令で定める額を限度として当該支給認定保 (当該額が零を下回る場合には、 当該現に特別利用教育 零とする。) 村が定め

3 5 略

(地域型保育給付費の支給)

2 第 いく 要量の範囲内のものに限る。 認定子どもに係る支給認定保護者に対し、 を受けたときは、 する地域型保育を行う事業者(以下 該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認 満保育認定子ども」という。)が、 小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。 一十九条 . う。 から当該確認に係る地域型保育 )に要した費用について、 市町村は、 内閣府令で定めるところにより、 支給認定子ども 以 下 地域型保育給付費を支給する。 ( 以 下 「満三歳未満保育認定地域型保育」 支給認定の有効期間内において、 「特定地域型保育事業者」という。 (第十九条第 「特定地域型保育」という。 当該特定地域型保育 当該満三歳未満保育 項第三号に掲げる 以下 「満三歳 (保育必 لح 当 未

い事由のある場合については、この限りでない。

に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号

#### 一 (略)

) とする。

る世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属す

#### 4 (略)

の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地中域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に大きな、市町村は、当該満三歳未満保育認定の限度において、当該教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者にある。 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保 5

| 対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。 | 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に

域型保育事業者に支払うことができる

#### 7 · 8 (略

## (特例地域型保育給付費の支給)

定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限は、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第三号に規第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるとき

る場合については、この限りでない。

に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号

#### 。)とする。

(略)

得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所

#### 4 (略)

支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。 満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育当該満三歳未満保育認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき方給認定保護者にときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定方給認定保護者にときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定方に、 満三歳未満保育認定といる。

保育給付費の支給があったものとみなす。 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型

## (特例地域型保育給付費の支給)

7

8

略

定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限は、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第三号に規第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるとき

域型保育給付費を支給することができる。
、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)に係るものにあっては三号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

- 教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村 おいて行われるものに限る。 間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内に どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び た日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をし 、て「特別利用地域型保育」 (同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。 満三歳未満保育認定子どもが、 保育給付認定子どもが、 特定地域型保育事業者から特定地域型保育 という。 次項及び附則第九条第一項第三号イにお 当該満三歳未満保育認定子どもに係 )を受けたとき (地域における 期
- において同じ。)を受けたとき(地域における同号に掲げる小学校就する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型ー 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

が認めるときに限る。

費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもる。)に要した費用又は第四号に規定する特例保育(第十九条第一項第

限る。 況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。 保育」という。 で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに る教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供され 認定子どもが、 ない理由により特定地域型保育を受けたとき 該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、 る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給 満三歳未満保育認定子どもが、 次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型 )を受けたとき 特定地域型保育事業者から特定地域型保育 (地域における教育の 当該満三歳未満保育認定子どもに係 緊急その他やむを得 体 :制 の (同号に掲 整 備 の状

一句ときに限る。)。一体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認め学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の

兀

兀 教育・ その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居 に限る。 令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるもの れる教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供さ どもが、 住地を有する教育・ 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島 第十九条第 保育給付認定子どもに係るものにあっては、 特例保育 以下同じ。 (特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育を 項第一 保育給付認定保護者に係る教育・ を受けたとき。 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 同号に掲げる小学 保育給付認定子

応じ、当該各号に定める額とする。2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に

が定め る。 認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町 保育に要した費用の額を超えるときは、 が定める基準により算定した費用の額 した費用の額) 特定地域型保育 以下この号において同じ。 を基準として市町村が定める額 る額を控除して得た額 から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付 (特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除 (当該額が零を下回る場合には、 前条第三項第 (その額が現に当該特定地域 当該現に特定地域型保育に要 一号の内閣総理大臣 零とす

> 勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。)。 支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を

内において行われるものに限る。 び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期 定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間 ものにあっては、 第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る 定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、 住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、 その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島 同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認 以下同じ。 を受けたとき 第十九条第一項 特例保育 間 0) 範囲 特 及

応じ、当該各号に定める額とする。2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に

準として市町村が定める額 を控除して得た額 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 した費用の額) 保育に要した費用の額を超えるときは、 が定める基準により算定した費用の額 特定地域型保育 以下この号において同じ。 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者 (当該額が零を下回る場合には、 (特別利用地域型保育及び特定利用 前条第三項第 (その額が現に当該特定地域型 当該現に特定地域型保育に要 号の内閣総理 零とする。 地域型保育を除 を基 大臣

その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額 限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況 が零を下回る場合には、 該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を から政令で定める額を (その (当該額 当 額

零とする。

三

その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額 限度として当該教育・ が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 が零を下回る場合には、 該現に特定利用地域型保育に要した費用の額) 特定利用地域型保育 保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況 零とする。) 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を から政令で定める額を (当該額 (その 当 額

兀 要した費用の額を超えるときは、 が定める基準により算定した費用の額 控除して得た額 属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣 (当該額が零を下回る場合には、 当該現に特例保育に要した費用の (その額が現に当該特例保育に 零とする。)を基準 額

> る場合には、 情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額 限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の 該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 特別利用地域型保育 零とする。 特別利用地域型保育に通常要する費用 から政令で定める額を (当該額が零を下回 (その額 当

る場合には、 情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額 限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他 該現に特定利用地域型保育に要した費用の額) が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 特定利用地域型保育 零とする。 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を から政令で定める額を (当該額が零を下回 (その 当 額

兀 た額 0 が 村が定める額 要した費用の額を超えるときは、 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯 所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得 定める基準により算定した費用の額 特例保育 (当該額が零を下回る場合には、 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理 当該現に特例保育に要した費用の 零とする。)を基準として市町 (その額が現に当該特例保育に 大臣

額

3 略

として市町村が定める額

3

略

新       新       新       款         設       設       設		(支給要件)  「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	第二款 施設等利用給付認定等	は、政令で定める。	する。	第一款通則	第四節 子育てのための施設等利用給付
7/1 BA	改 。	新設	(新 新	(新 設)	(新設)	(新 新	(新設)

る特定子ども・子育て支援の利用について行う。 護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定す

- 就学前子どもに該当するものを除く。) 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第三号に掲げる小学校
- より家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由に二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学
- 三 号において「市町村民税世帯非課税者」という。) であるもの 割を除く。 度(政令で定める場合にあっては、 就学前子どもであって、 日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。 る者として政令で定める者を含むものとし、 る特別区民税を含み、 五年法律第二百二十六号) 由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののう · 一 第 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校 その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の 項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年 以下この号において同じ。 同法第三百二十八条の規定によって課する所得 第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事 の規定による市町村民税 前年度)分の地方税法 を課されない者 当該市町村民税の賦課期 (同法の規定によ 次条第七項第二 (これに準ず (昭和二十

(市町村の認定等)

のための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めると 第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育て

(新設)

5 4 3 2 きる。 る。 は、 見込期間」という。 由を付して、 給付認定に係る保護者 就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、 前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。 認定を受けなければならない。 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し 該申請に対する処分をするためになお要する期間 合には、 又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場 十日以内にしなければならない。ただし、 ための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、 に通知するものとする。 ころにより ための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条 ころにより、 第 市町村は、 前項の認定 市町村は、 その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとす 一項の規定による申請に対する処分は、 当該申請のあった日から三十日以内に、 その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。 第 その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用 市町村に対し、 施設等利用給付認定を行ったときは、 (以 下 一項の規定による申請について、 「施設等利用給付認定」という。 及びその理由を通知し、 (以 下 その小学校就学前子どもごとに、 「施設等利用給付認定保護者」という。) 当該申請に係る保護者の労働 当該申請のあった日から三 これを延期することがで 当該保護者が子育ての 当該保護者に対し、 又は明らかでないとき (次項において「処理 内閣府令で定めると は、 ただし、 小学校就学 子育ての 小学校 その **、** 当 理

のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。 のとみなすことができる。

7 等利用給付認定を受けたものとみなす。 各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設 費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、 設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該 の場合において、 定にかかわらず 子どもについて現に施設型給付費、 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、 当該教育・保育給付認定保護者は、 施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。 特例施設型給付費、 子育てのための施 地域型保育給付 その保育認定 第一 項の 規

までの間にあるものを除く。)に係る教育・保育給付認定保護者 前・保育給付認定子ども(満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

条第二号に掲げる小学校就学前子ども

	3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付って、 3 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	を行うことができる。につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定
	2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者更の認定を申請することができる。
	令で定めるところによ
	の区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内
	」という。)の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども
	定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給
(新 設)	第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用
	(施設等利用給付認定の変更)
	閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。
	労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内
	期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その
(新設)	第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効
	(届出)
	9
	設等利用給付認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する
(新設)	第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間(以下「施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	色安等利用合寸忍官の有効期間で

読替えは、政令で定める。認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的

等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。 等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。 等利用給付認定の必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設の他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条

えは、政令で定める。の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読を第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定

(施設等利用給付認定の取消し)

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合に

当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

は、

小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる一当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが

認めるとき。
内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと一」当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間

三その他政令で定めるとき。

(新設)

一	要する費用のうち内閣府会	亥寺定子どお・子育で支爰こ要した費用(食事り是共こ要する費用をり施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当	援」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支」	る小学校就学前子どもに該当する施	他の子ども・子育て支援(次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等も・子育て支援施設等」という。)から当該確認に係る教育・保育その	業として確認する子ども・子育て支援施設等(以下「特定子	有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施	第三十条の十一   市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給   (窓	第三款 施設等利用費の支給	の他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。	第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請そ (新	(内閣府令への委任)	護者に通知するものとする。きは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保	2   市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったと
							į	(新 設)			(新設)			

(新設)

(満三歳以上のものに限る。) がる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲

3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定事情を甚楽して政会で定めるところにより賃定した額とする

定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認

育て支援提供者」という。)に支払うべき当該特定子ども・子育て支援援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(以下「特定子ども・子

護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に

施設等利用費として当該施設等利用給付認定保

当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

に要した費用について

代わり、

対し施設等利用費の支給があったものとみなす。 前項の規定による支払があったときは、施設等利用給付認定保護者に

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

## 子ども・子育て支援施設等

## 第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

#### 第一款 特定教育·保育施設

(特定教育・保育施設の確認)

十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより 第

五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう七条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第

。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五。

)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該条第三号及び第四号において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。

村長が行う。

科長が行う。

各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、

市町

との利用定員を定めて、

市町村長が行う。

一~三 (略)

2 : 3 (略)

(特定教育・保育施設の確認の変更)

| 第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一

第一節 特定教育・保育施設

(新設)

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ご き、法人に限る。 第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)を除 いて同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法 十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。 教育・保育施設の設置者 第二十七条第一項の確認は、 以下同じ。)の申請により、 (国 (国立大学法人法 内閣府令で定めるところにより 次の各号に掲げる教育 (平成十五年法律第百 (平成十五年法律 附則第七条にお

一~三 (略)

2 · 3 (略)

(特定教育・保育施設の確認の変更)

| 第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一

かじめ、 を除き、 項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号 る第二十七条第 以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、 内閣府令で定めるところにより、 項の確認の変更を申請することができる 当該特定教育・保育施設に係 あら

2 • 3 略

(特定教育・ 保育施設の設置者の責務

第三十三条 ではならない。 から利用の申込みを受けたときは、 特定教育・保育施設の設置者は、 正当な理由がなければ、 教育・保育給付認定保護者 これを拒ん

2 どもを公正な方法で選考しなければならない。 府令で定めるところにより、 該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、 利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当 就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込 みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に 特定教育・保育施設の設置者は、 同項の申込みに係る教育・ 第十九条第一項各号に掲げる小学校 保育給付認定子 内閣

3

4 他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学 切な特定教育・ 十八条の三第 祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設 特定教育・ 保育施設の設置者は、 項 保育を提供するとともに、 において 「児童福祉施設」 教育 市町村、 保育給付認定子どもに対し適 (第四十五条第四項及び第五 という。 児童相談所、 教育機関その 児童福

> かじめ、 を除き、 る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる 項の確認において定められた利用定員をいう。 以下この節において同じ。)を増加しようとするときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該特定教育· 第三十四条第三項第 保育施設に係 あら 一号

2 3 略

、特定教育・保育施設の設置者の責務

第三十三条 申込みを受けたときは、 特定教育・保育施設の設置者は、 正当な理由がなければ、 支給認定保護者から利 これを拒んではならな

V )

2 より、 ばならない。 の利用定員の総数を超える場合においては、 る支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設 みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用して 就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込 特定教育・保育施設の設置者は、 同項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなけれ 第十九条第一項各号に掲げる小学校 内閣府令で定めるところに

3 (略

4 保育 る児童福祉施設 するとともに、 特定教育・ 教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育 (地域型保育を除く。 保育施設の設置者は、 市町村、 (第四十五条第四項において 児童相談所、 以下この項及び次項において同じ。 支給認定子どもに対し適切な教育・ 児童福祉法第七条第一項に規定す 「 児 童福祉施設」 を提供

ように努めなければならない。校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行う

評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の

0)

向上に努めなければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 (略)

一 (略)

する設置基準 (第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関

八条の九第二項において「設置基準」という。)(幼稚園に係るもの

に限る。)

三 (略)

育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。)を提供しなけ設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保

ればならない。

効果的に行うように努めなければならない。・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、

努めなければならない。を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上にを行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の評価

職務を遂行しなければならない。
るとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にそのお定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重す

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 (略)

一 (略)

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関

する設置基準(幼稚園に係るものに限る。

三 (略)

3~5 (略)

(確認の辞退)

ことができる。
て、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退する第三十六条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設け

(報告等)

第三十八条 設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立 教育・保育施設の職員であった者(以下この項において「特定教育・保 必要な限度において、 対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、 置者であった者等に対し出頭を求め、 者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設 類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、 育施設の設置者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書 の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定 市町村長は、 特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設 必要があると認めるときは、この法律の施行に 又は当該市町村の職員に関係者に 特定教育・保育施設の設置 特定教育・保育施設の

条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同きる。

ち入り、

その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることがで

3~5 (略)

(確認の辞退)

第三十六条 特定教育・保育施設は、三月以上の予告期間を設けて、その

確認を辞退することができる。

(報告等

第三十八条 り、 者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入 て質問させ、若しくは特定教育・保育施設、 であった者等に対し出頭を求め、 しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者 の他の物件の提出若しくは提示を命じ、 設の設置者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類そ 置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育 必要な限度において、 ・保育施設の職員であった者(以下この項において「特定教育・保育施 その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる 市町村長は、 特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設 必要があると認めるときは、 又は当該市町村の職員に関係者に対 特定教育・保育施設の設置者若 特定教育・保育施設の設置 この法律の施 行に

条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同

(確認の取消し等)

第四十条 (略)

一~四 (略)

告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこ五、特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報

六~十 (略)

れに従わず、

又は虚偽の報告をしたとき。

2

(略)

(公示)

第四十一条 (略)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は

同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行

育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育係る希望、当該教育・保育給付認定子どもの養育の状況、当該教育・保育に・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に

保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、

第四十条 (略)

一~四 (略)

告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報

従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

•

六~十

略

(略)

2

(公示)

第四十一条 (略)

一•二 (略)

確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。三前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は

(市町村によるあっせん及び要請)

第四十二条 う、 案し、 養育の状況、 に係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、 れる場合には、 うとともに、 相談に応じ、 当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよ 市町村は、 支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認めら 当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘 特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子ども 必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についての 特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行 当該支給認定子どもの

2 第四十五条 2 第四十四条 2 6 第四十三条 認において定められた利用定員をいう。 せんを行うとともに、 相談に応じ、 一十九条第一 (特定地域型保育事業者の確認の変更) (特定地域型保育事業者の確認) (特定地域型保育事業者の責務) 以下この款において同じ。) 内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第 (略 (略 当該教育· (略) (削る) 第 特定地域型保育事業者は、 特定地域型保育事業者は、 (略) 必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっ 款 項の確認の変更を申請することができる。 保育給付認定子どもの利用の要請を行うものとする。 特定地域型保育事業者 必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対 を増加しようとするときは、 利用定員 教育・保育給付認定保護者から利 第四十六条第三項第一 (第二十九条第一項の確 あらかじめ 号を除き 第四十五条 2 第四十四条 2 6 第四十三条 2 認において定められた利用定員をいう。 に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。 あっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者 一十九条第一項の確認の変更を申請することができる。 (特定地域型保育事業者の確認の変更) (特定地域型保育事業者の確認) 、特定地域型保育事業者の責務 内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第 以下この節において同じ。)を増加しようとするときは、 (略) (略) 第 略 二節 (新設) 特定地域型保育事業者は、 特定地域型保育事業者は、利用定員 (略) 特定地域型保育事業者 支給認定保護者から利用の申込み 第四十六条第三項第一号を除き (第二十九条第一項の確 あらかじめ

らない。 用の申込みを受けたときは、 正当な理由がなければ、これを拒んではな

2 5 略

6 もに、 特定地域型保育事業者は、 この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、 小学校就学前子どもの人格を尊重するとと 誠実にその職務を

(確認の辞退

遂行しなければならない。

第四十八条 特定地域型保育事業者は、 三月以上の予告期間を設けて、 当

該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退すること

ができる。

(報告等)

要な限度において、

第五十条 市町村長は、 必要があると認めるときは、この法律の施行に必

者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者(以下こ

特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業

0) 項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。) に対し

地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地 報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、 特定

域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、 に関係者に対して質問させ、 若しくは特定地域型保育事業者の特定地域 又は当該市町村の職員

ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることがで 型保育事業所、 事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立

> を受けたときは、 正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 5 略

6

もに、 特定地域型保育事業者は、 この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、 小学校就学前子どもの人格を尊重するとと 誠実にその職務を

遂行しなければならない。

(確認の辞退

第四 一十八条 特定地域型保育事業者は、 三月以上の予告期間を設けて、 そ

の確認を辞退することができる。

(報告等)

第五十条 市町村長は、 必要があると認めるときは、 この法律の施行に必

要な限度において、 特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者で

あった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者(以下この 項

告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、 において「特定地域型保育事業者であった者等」という。)に対し、 特定地域

報

型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型

係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保 保育事業者であった者等に対し出頭を求め、 又は当該市町村の職員に関

り、 育事業所、 その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる 事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入

きる。

条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同

(確認の取消し等)

第五十二条 (略)

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しく

は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わ

六~十一 (略)

ず、又は虚偽の報告をしたとき

2 (略)

(公示)

第五十三条 (略)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は

同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行(市町村によるあっせん及び要請)

要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必

(

2

条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同

(確認の取消し等)

第五十二条 (略)

一~四 (略)

五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告又は帳

簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、

又は虚偽の報告をしたとき。

六~十一 (略)

2 (略)

第五十三条 (略)

(公示)

一・二 (略)

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は

確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認めら第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行

特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育

れる場合には、

3 2 第五十五条 2 4 5 た事項に変更があったときは、 該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。 せんを行うとともに、 相談に応じ、 歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、 育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、 係る希望、 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に て「市町村長等」という。)に届け出なければならない。 (報告等) (業務管理体制の整備等) 前 略 その旨を当該届出を行った同項各号に定める者 略 頭の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、 略 (削る) 第三款 当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、 必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっ 略 業務管理体制の 必要に応じて、 内閣府令で定めるところにより、 ジ整備等 特定地域型保育事業者に対し、 (以下この款におい 当該教育・保 その届け出 当該満三 遅滞な 当 4 3 2 第五十五条 2 く た事項に変更があったときは、 用の要請を行うものとする。 て、 地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、 定地域型保育事業を利用できるよう、 内容その他の事情を勘案し、 未満保育認定子どもの養育の状況、 認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、 て「市町村長等」という。)に届け出なければならない。 (報告等) (業務管理体制の整備等) 5 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、 (略 その旨を当該届出を行った同項各号に定める者 略 特定地域型保育事業者に対し、 第三節 略 (新設) 略 業務管理体制の整備等 当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特 内閣府令で定めるところにより、 当該満三歳未満保育認定子どもの利 当該支給認定保護者に必要な支援の 相談に応じ、

(以下この節におい

その届け出

遅滞な

必要な助言又は特定

必要に応じ

当該満三歳

	2~4 (略)
5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、	5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、
同条第三項の規定は第一項の規定による権限について、それぞれ準用す	同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。
<b>న</b> ్ట	
(勧告、命令等)	(勧告、命令等)
第五十七条 (略)	第五十七条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(削る)	第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表
第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表	(新設)
第五十八条(略)	第五十八条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
第二節 特定子ども・子育て支援施設等	(新設)
う者の申請により、市町村長が行う。 第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるとこ(特定子ども・子育て支援施設等の確認)	(新設)

(特定子ども
•
子育て支援提供者の責務)

第五十八条の三 村、 の置かれている状況その他の事情に応じ 連携を図りつつ、 子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、 児童相談所、 特定子ども・子育て支援提供者は、 児童福祉施設、 良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子ども 教育機関その他の関係機関との緊密な 効果的に行うように努めなけ 施設等利用給付認定 市町

ればならない。

2 するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、 特定子ども・子育て支援提供者は、 小学校就学前子どもの人格を尊重 誠実にそ

(特定子ども・ 子育て支援施設等の基準) の職務を遂行しなければならない。

第五十八条の四 ども・子育て支援施設等の区分に応じ、 特定子ども・子育て支援提供者は、 当該各号に定める基準を遵守し 次の各号に掲げる子

なければならない。

(指定都市等所在認定こども園 認定こども園 認定こども園法第三条第 (都道府県が単独で又は他の地方公共 項の規定により都道府県

る要件 いては (当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限 当該指定都市等。 以下この号において同じ。 の条例で定め 団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。

につ

認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。)又は認 同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件 ( 当 該

(新設)

(新設)

備及び運営についての基準 定こども園法第十三条第一 も園である場合に限る。) 項の規定により都道府県の条例で定める設 (当該認定こども園が幼保連携型認定こど

- 幼稚園 設置基準 (幼稚園に係るものに限る。)
- 三 特別支援学校 設置基準 (特別支援学校に係るものに限る。
- 兀
- 五. 第七条第十項第五号に掲げる事業 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準 同号の内閣府令で定める基準
- 六 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三
- 厚生労働省令で定める基準 (第五十八条の九第三項において「一時預
- かり事業基準」という。
- 七 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準
- 八 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

2

特定子ども・子育て支援提供者は、

内閣府令で定める特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準に従い 特定子ども・子育て支援を

提供しなければならない。

3 じめ、 設等の運営に関する基準を定め、 内閣総理大臣は 文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。 前項の内閣府令で定める特定子ども・ 又は変更しようとするときは、 子育て支援施 あらか

## (変更の届出)

第五十八条の五 める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日 支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定 特定子ども・子育て支援提供者は、 特定子ども・子育て

(新設)

	2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供
	できる。
	育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことが
	て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子
	ときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育
	第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認める
(新設)	第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条
	(市町村長等による連絡調整又は援助)
	わなければならない。
	・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行
	の他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども
	の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育そ
	ても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他
	ども・子育て支援を受けていた者であって、確認の辞退の日以後におい
	るときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をす
	一項の確認を辞退することができる。
	を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第
(新 設)	第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間
	(確認の辞退)
	以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(新設)	第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各
	(勧告、命令等)
	条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。
	2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同
	せることができる。
	ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査さ
	援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係の
	も・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支
	、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ど
	若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め
	若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員
	の他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者
	支援提供者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類そ
	は事業所の職員であった者(以下この項において「特定子ども・子育て
	供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しく
	くは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提
	行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若し
(新 設)	第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施
	(報告等)
	者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。

号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支

を勧告することができる。接提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきこと

- | 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下| | 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下

2

- 四条第一項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。 遅滞なく 適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、 第六項において同じ。 援学校の設置者 校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として 市町村長は、 その旨を、 特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支 (国及び地方公共団体 当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第 を除く。 )が設置基準 (公立大学法人を含む。 (幼稚園又は特別支援学 次項及び
- 子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定

3

市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告でする事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出をでいないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の設定は、国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施り者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施り者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施り者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施り者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施り者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施り者(国及び地方公共団体を除く)が一時預かり事業基準に従って施ります。

- なかったときは、その旨を公表することができる。 を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わる 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告
- 勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。きは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったと

6

項の規定による命令をしたときは、 設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい 方公共団体が設置し については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。 所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業 る事業については当該指定都市等の長を除き、 定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げ 道府県が設置するものを除く。 市町村長 その旨を については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き (指定都市等所在届出保育施設 次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等 又は行うものを除く。 第二号及び次条第 その旨を公示するとともに、 (指定都市等又は児童相談 )の区分に応じ、 指定都市等又は児童相談 一項第二号において同 当該各号 (国又は地 遅滞な は、 前 指 都 所

知しなければならない。に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通

定 ロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める認可又は認口に掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める認可又は認二 第七条第十項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又は

設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定こども園法不 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施

切稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一第三条第一項若しくは第三項の認定

項の認可

| 社法第三十四条の十二第一項の規定による届出| 市の区域内において行われるものを除く。) | 当該事業に係る児童福| | 第七条第十項第六号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置

社法第三十四条の十八第一項の規定による届出市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福面 第七条第十項第七号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置

(確認の取消し等)

- 力を停止することができる。 「では、当該特定子ども・子育で支援施設等に係る第三十条の十一第一項では、当該特定子ども・子育で支援施設等に係る第三十条の十一第一項
- 違反したと認められるとき。 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に
- 等又は児童相談所設置市の長とする。) が認めたとき 行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市 都市等の長とし 市等又は児童相談所設置市の長とし、 施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をするこ 可若しくは認定を受け、 掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、 第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。 おいて行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定 た都道府県知事 とができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、 特定子ども・子育て支援提供者 (指定都市等所在届出保育施設については当該指定都 指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において 又は届出を行った施設等利用費の支給に係る (認定こども園の設置者及び第七条 指定都市等所在認定こども園に が 当該各号に定める認 前条第六項各号に 又は届出を受け
- 業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることがでの設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行うの設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行うの設置者とは同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行うの設置者といる基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事件定子ども・子育て支援提供者(第七条第十項第四号に掲げる施設

## きなくなったとき。

- れてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 より報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜら 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定に
- 六 場合において、 り出頭を求められてこれに応ぜず、 援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 弁せず、 する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定によ 妨げ、 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供 若しくは忌避したとき。 若しくは虚偽の答弁をし、 その行為を防止するため、 ただし、 又は同項の規定による検査を拒み 同項の規定による質問に対して答 当該職員がその行為をした 当該特定子ども・子育て支
- 一第一項の確認を受けたとき。 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教の法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定め、 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、こ

+育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子 人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、 当該法

管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関 し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その

2 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども (政令で定め

・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者

しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経 る者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、 その取消

過するまでの間は、 第五十八条の二の申請をすることができない。

(公示)

第五十八条の十一 市町村長は、 次に掲げる場合には、 遅滞なく、 当該特

定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その

他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

第三十条の十一第一項の確認をしたとき。

辞退があったとき。 第五十八条の六第 項の規定による第三十条の十一第 一項の確認の

又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。 前条第一項の規定により第三十条の十 第 項の確認を取り消し、

(新設)

## (都道府県知事に対する協力要請)

第五十八条の十二 市町村長は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の

、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。 八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条

市町村は、

内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一

・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども

のものを除く。 特定保育 を得ない理由により利用日及び利用時間帯 認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行 たものに対し、 育施設等又は特例保育を行う事業者による保育 日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・ を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた 例保育をいう。 保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した いて、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、 (特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特 以下この号において同じ。 以下この号において「時間外保育」という。)を受け 内閣府令で定めるところにより、 (当該教育・保育給付認定 の提供に関する契約にお (保育必要量の範囲内 当該教育・保育給付 やむ 保

第四章 地域子ども・子育て支援事業

・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一

(略)

以下この号において同じ。) 以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、 例保育を行う事業者による保育 いう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特 よる特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯を 認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者に 教育・保育 育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育 ない理由により利用日及び利用時間帯 及び附則第六条において「保育認定子ども」という。 号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。 支給認定保護者であって、 (保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。 の提供に関する契約において、 その支給認定子ども (保育必要量の範囲内のものを除く。 (当該支給認定保護者が特定教 (第十九条第 が、やむを得 以下この 当該保育 (特定 項第 号

うことにより、必要な保育を確保する事業

三

教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、

助成する事業等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設基準に該当する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども での参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定 で必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等」という。 に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等」という。 に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等」という。 での参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定 が特定教育・保育給付認定子ども

おける食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの一部定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合にが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等であるが特定子ども・子育て支援

四~十三(略)

(基本指針)

第六十条

(略)

を確保する事業間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時

三 用品、 類する費用として市町村が定めるものの全部又は は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに 保育又は特例保育 子どもが特定教育・保育、 下この号において 状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの )を受けた場合において、 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の 文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又 (以下この号において「特定教育・保育等」という 「特定支給認定保護者」という。 特別利用保育、 当該特定支給認定保護者が支払うべき日 特別利用教育、 部を助成する事業 に係る支給認定 特定地域型 议

四~十三 (略)

(基本指針)

第六十条 (略)

3 \ 10 2 2 第六十二条 2 第六十一条 3 • 4 二 分 五. \_ 兀 \_ <u>:</u> (市町村子ども・子育て支援事業計画 (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 施に関する基本的事項 びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実 る体制の確保、 係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供す (略) (略) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に 子育てのため (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並 の施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 3 \ 10 2 2 第六十二条 2 第六十一条 3 • 4 Ξ 二 5 五 (新設) (市町村子ども・子育て支援事業計画) (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 事業の実施に関する基本的事項 育・保育の推進に関する体制の確保の内容 の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援 育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制 (略) (略) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

	子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用
(新設)	五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・
	支給に要する費用
	こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。)に係る施設等利用費の
	又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定
	設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。)
(新設)	四国、都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して
	る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用
	も・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限
	学法人を含む。次号及び第五号において同じ。)が設置する特定子ど
(新設)	三 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大
地域型保育給付費の支給に要する費用	地域型保育給付費の支給に要する費用
施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例	施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例
二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る	二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る
一 (略)	一 (略)
第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。	第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
(市町村の支弁)	(市町村の支弁)
3~6 (略)	3~6 (略)
三~五(略)	四~六(略)
	要な市町村との連携に関する事項
(新設)	三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必
育・保育の推進に関する体制の確保の内容	当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満	も(第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育
」という。)であって、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第一項第	型給付費等負担対象額」という。)であって、満三歳未満保育認定子ど
令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額	基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額(以下「施設
掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政	掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の
第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に	第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に
(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)	(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)
	る費用は、国の支弁とする。
	、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要す
	人を含む。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園
(新設)	第六十六条の二 国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法
	(国の支弁)
	する費用
	、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要
(新設)	二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園
	例施設型給付費の支給に要する費用
(新設)	一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特
及び特例施設型給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。	
第六十六条 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費	第六十六条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。
(都道府県の支弁)	(都道府県の支弁)
三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用	六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

拠出金をもって充てる。 項において「拠出金充当額」という。) 囲内で政令で定める割合に相当する額 おいて同じ。)に係るものについては、 日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項に 保育給付認定子どものうち、 満三歳に達する日以後の最初の三月三十 (次条第一項及び第六十八条第一 を第六十九条第一項に規定する その額の六分の一を超えない範

2 (略

(都道府県の負担等)

第六十七条 等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一を負担する。 により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、 都道府県は、 政令で定めるところにより、第六十五条の規定 施設型給付費

2 町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、 都道府県は 政令で定めるところにより、 第六十五条の規定により市 国及び都道

府県が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところ

により算定した額の四分の一 を負担する。

3 の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため 都道府県は 政令で定めるところにより、市町村に対し、 第六十五条

(市町村に対する交付金の交付等)

当該都道府県の予算の範囲内で、

交付金を交付することができる。

第六十八条 市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、 国は、 政令で定めるところにより、 第六十五条の規定により 施設型給付費等負担

> う。 る額 三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。 ては、 六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。) に係るものについ )を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。 (次条第一項及び第六十八条第一項において その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当す 「拠出金充当額」とい 第

(略

2

第六十七条 (都道府県の負担等) 都道府県は、 政令で定めるところにより、 第六十五条の規定

により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、 施設型給付費

等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一を負担する。

(新設)

2 都道府県は、 政令で定めるところにより、 市町村に対し、 第六十五条

当該都道府県の予算の範囲内で、 の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、 交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、 国は、 政令で定めるところにより、 第六十五条の規定により 施設型給付費等負担

市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付す対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が

る。

で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令

村に対し、国が負担する額を交付する。

範囲内で、交付金を交付することができる。 により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の3 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定

(拠出金の額)

第七十条 (略)

でなければならないものとし、 子どもに係るものに限る。)、 びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、 費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並 総額に照らし、 及び児童手当法第十八条第一 に第六十八条第一項の規定により国が負担する額 前項の拠出金率は、 おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるもの 拠出金対象児童手当費用、 項の規定により 千分の四・五以内において、 同条第三項の規定により国が交付する額 国庫が負担する額等の予想 賦課標準の予想総額並び 拠出金対象施設型給付 (満三歳未満保育認定 政令で定め

市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付す対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、

(新 設)

る。

範囲内で、交付金を交付することができる。により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定

2

(拠出金の額)

第七十条 (略)

2 る。 でなければならないものとし、 総額に照らし、 及び児童手当法第十八条第一項の規定により 子どもに係るものに限る。)、 に第六十八条第一項の規定により国が負担する額 びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、 費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並 前項の拠出金率は、 おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるもの 拠出金対象児童手当費用、 同条第二項の規定により国が交付する額 千分の四・ 五以内において、 国庫が負担する額等の予想 賦課標準の予想総額並び 拠出金対象施設型給付 (満三歳未満保育認定 政令で定め

3 • 4

(略)

る。

#### (時効)

用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定による徴収金第七十八条。子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利

を徴収する権利は、二年を経過したときは、

時効によって消滅する。

きは、

時効によって消滅する。

支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判2 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の

## (略)

上の請求とみなす。

3

## 第九章 罰則

第八十三条 第十五条第一項 (第三十条の三において準用する場合を含む)

しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若し

)の規定による報告若しくは物件の提出若

以下この条において同じ。

ず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。くは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せ

らの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答くは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれ第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若し第八十四条 第三十八条第一項、第五十条第一項若しくは第五十八条の八

弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

#### (時効)

の他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したと第七十八条 子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等そ

求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。 2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての審査請

#### (略)

3

## 第九章 罰則

若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、は提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは第八十三条 第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しく

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告をしている。

した者は、三十万円以下の罰金に処する。

ず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。
しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せしくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若し、以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若第八十六条 第十五条第二項(第三十条の三において準用する場合を含む

第八十七条

市町村は、

条例で、

正当な理由なしに、

第十三条第一

項(第

三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)

2 若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、 定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし よる報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、 三において準用する場合を含む。 若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に 市町村は、 条例で、 正当な理由なしに、 以下この項において同じ。 第十四条第 又は第十四条第 若しくは虚偽の報告 項 (第二 の規定に 項の規 一十条の

金に処する。

若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、は提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは第八十六条 第十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しく

の過料を科する規定を設けることができる。 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項の規定による 前で、 正当な理由なしに、 第十四条第一項の規定による 前で は の 過料を 付 が で 、 正当な理由なしに、 第十四条第一項の規定による 市町村は、 条例で、 正当な理由なしに、 第十四条第一項の規定による

2

3

(略

対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる

## 附則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 (略)

2 · 3 (略)

益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用 5

齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

て定める額を徴収するものとする。

地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。 どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在6 第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子

私人に委託することができる。

7 · 8 (略

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条育・保育給付認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

#### 附則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 (略)

2 · 3 (略)

考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じ該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保

することができる。
寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用

県又は市町村に嘱託することができる。 どもの支給認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府6 第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子

7・8 (略)

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第九条 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支

れ当該各号に定める額とする。 次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞ第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 臣が定める基準により算定した額 教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理 国の補助金の総額」という。)、 常的経費に充てるための国の補助金の総額 外の者が設置する幼稚園をいう。 案して市町村が定める額を控除して得た額 保育に要した費用の額) 合には、 保育に要した費用の額を超えるときは、 この法律の施行前の私立学校振興助成法 保育給付認定保護者の属する世帯の所得 当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定 項に規定する国立大学法人を含む。 第九条の規定による私立幼稚園 零とする。 から政令で定める額を限度として当該教育 私立幼稚園に係る保護者の負担 以下この項において同じ。 (その額が現に当該支給認定教育 (国 当該現に支給認定教育・ の状況その他の事情を勘 (当該額が零を下回る場 (以下この項にお (昭和五十年法律第六十 (国立大学法人法第二条 都道府県及び市町村以 いて 0) 大 額 経

口 (略)

に応じ、それぞれイ又はロに定める額 一 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分

イ 特定教育・保育 次の1及び2に掲げる額の合計

(1 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特)

に定める額とする。掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に

施設型給付費の支給(次のイ及びロに掲げる額の合計額)

1

臣が定める基準により算定した額 教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大 国の補助金の総額」という。)、私立幼稚園に係る保護者の負担 常的経費に充てるための国の補助金の総額 外の者が設置する幼稚園をいう。 保育に要した費用の額) 号) この法律の施行前の私立学校振興助成法 保育に要した費用の額を超えるときは、 当 一項に規定する国立大学法人を含む。 |該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定 第九条の規定による私立幼稚園 から政令で定める額を限度として当該支給 以下この項において同じ。 (その額が現に当該支給認定教育 国 当該現に支給認定教育 (昭和五十年法律第六十 (以下この項にお (国立大学法人法第二条 都道府県及び市町村以 いて 0) 経 額

口 (略)

とする。

村が定める額を控除して得た額

(当該額が零を下回る場合には、

零

認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町

こぶじ、それざれ了くよっこ官から頃二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分

に応じ、それぞれイ又は口に定める額

特定教育・保育

次の

(1及び2に掲げる額の

合計

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特

には、 保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が 例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・ て市町村が定める額を控除して得た額 給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し に要した費用の額を超えるときは、 定める基準により算定した額 た費用の額) 零とする。 から政令で定める額を限度として当該教育・ )を基準として市町村が定める額 (その額が現に当該特定教育・ 当該現に特定教育・保育に要 (当該額が零を下回る場合 保育 保育

## (2) (略)

ロ 特別利用保育 次の1及び2に掲げる額の合計額

(1)用の額) 例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育 定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市 8 育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定 村が定める額を控除して得た額 た費用の額を超えるときは、 る基準により算定した額 国の補助金の総額、 から政令で定める額を限度として当該教育・ 私立幼稚園に係る保護者の負担額、 (その額が現に当該特別利用保育に要 当該現に特別利用保育に要した費 (当該額が零を下回る場合には 保育給付 当該 特 認

## (2)

零とする。

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に

応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 特別利用地域型保育 次の1及び2に掲げる額の合計額

す 護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町: 保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が 例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・ 定める額を控除して得た額 に要した費用の額を超えるときは、 定める基準により算定した額 した費用の額) る。 )を基準として市町村が定める額 から政令で定める額を限度として当該支給認定保 (当該額が零を下回る場合には、 (その額が現に当該特定教育・ 当該現に特定教育・保育に要 一村が 保育

## (2) (略)

ロ 特別利用保育 次の(1及び(2に掲げる額の合計

(1)用の 育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定 例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・ 額を控除して得た額 属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める める基準により算定した額 した費用の額を超えるときは、 国の補助金の総額、 額 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者 (当該額が零を下回る場合には、 私立幼稚園に係る保護者の負担額、 (その額が現に当該特別利用保育に要 当該現に特別利用保育に要した費 零とする。 当該特 保 0

## (2)

応じ、それぞれイ又はロに定める額 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に

イ 特別利用地域型保育 次の1及び2に掲げる額の合計額

2 \ \ 4

略

(2)

(略

を基準として市町村が定める額

(1)利用地域型保育に要した費用の額) 利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 して当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況そ 総理大臣が定める基準により算定した額 定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣 1地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行っ 他 国の補助金の総額、 の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額 私立幼稚園に係る保護者の負担額、 から政令で定める額を限度と (その額が現に当該特別 当該現に特別 当該特 (当該

(1)

(2)(略)

額が零を下回る場合には、

零とする。)

特例保育 次の1及び2に掲げる額の合計額

(1)政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属 例 する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 0 基準により算定した額 を控除して得た額 所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める 額を超えるときは、 1.地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業 国の補助金の総額、 (当該額が零を下回る場合には、 当該現に特例保育に要した費用の額 私立幼稚園に係る保護者の負担額、 (その額が現に当該特例保育に要した費用 零とする。) 当該特 から

(2)(略)

2 \ 4

略

利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 回る場合には、 利用地域型保育に要した費用の額) 例 して当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情 総理大臣が定める基準により算定した額 定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣 一勘案して市町村が定める額を控除して得た額 1地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特 国の補助金の総額、 零とする。) 私立幼稚園に係る保護者の負担額、 から政令で定める額を限度と (その額が現に当該特別 (当該額が零を下 当該現に特別 当該特

(2)(略)

口 特例保育 次の1及び2に掲げる額の合計

(1)得た額 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の 基準により算定した額 例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業 所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して 0 所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める 市町村が定める額 額を超えるときは、 国の補助金の総額、 (当該額が零を下回る場合には、 当該現に特例保育に要した費用の 私立幼稚園に係る保護者の負担額 (その額が現に当該特例保育に要した費用 零とする。)を基準とし 額) 当該 から 特

# (子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条 過小であることに対処するため、 規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金 律第六十九号) 並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うた 市町村に対して、 をいう。 体の地方消費税及び地方消費税交付金 めの地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 域子ども・子育て支援事業に要する費用についての負担が増大すること という。 法律第七号。 が平成三十一年度において平成三十二年度以降の各年度に比して 国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 の増収見込額 の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地 次項及び附則第二十二条において 附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団 子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。 (次項において 平成三十一年度に限り、 (地方税法第七十二条の百十五の 「地方消費税増収見込額」とい 「平成三十一年改正法」 (平成二十四年法 都道府県及び (令和元年

金総額」という。)とする。 一定により増大した平成三十一年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額( 年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額( 本でではいる地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額( を総額」という。)とする。

るところにより、各都道府県又は各市町村に係る次に掲げる額の合算額交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金総額を、総務省令で定める。各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時

	(子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事)
(新 設)	る。
(新 設)	ない。 「子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等)
	一 平成三十一年度における子ども・子育て支援給付に要する費用(教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担    中成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用   一 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用   一 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用   一 (施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額     東京

三十一年度に限り、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成付金の経理等) (交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交	安する経費に充て受する経費に充て	の算定に用いっためるところ	に提出しなければならない。 県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣 県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等) (子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等)	算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。 区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の義務)
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交	るものとする。 ・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事 市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時 高時交付金の使途)	都道府県知事は、当該資料を審 る資料を都道府県知事に提出し により、当該市町村の子ども・	金の額の算定に用いる資料を総務大臣令で定めるところにより、当該都道府の額の算定に用いる資料の提出等)	1.ろにより、当該都道府県の1.2のにより、当該都道府県の
新設	(新 設)		(新 設)	(新 設)

3 2 特別会計の歳出とする。 計の歳入とし、 定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会 付税特別会計」という。 かわらず、 かわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計 以下この条において「特別会計法」という。 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、 特別会計法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、 一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税 において行うものとする。 特別会計法第六条の規定にか (以下この条において「交 第二十一条の規定にか 前項の規

(基準財政需要額の算定方法の特例)

(新設)

第二十二条 額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。 二の規定にかかわらず 育てのための施設等利用給付に要する費用については、 十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子 に掲げる経費のうち、 地方財政法 平成三十一年改正法の施行により増大した平成三 (昭和二十三年法律第百九号) 第十条第三十三号 地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の 同法第十一条の

(新設)

子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する

第二十三条

総務大臣は、

(地方財政審議会の意見の聴取)

付金の額を決定しようとする場合には、

地方財政審議会の意見を聴かな

により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交

命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定

ある。	(事務の区分) (事務の区分) (事務の区分) 規定する第一号法定受託事務とする。 規定する第一号法定受託事務とする。
(新設)	(新設)

傍線部
削
分は
改
$\mathbb{F}$
部分
$\overline{}$

		五号) いる事務
		平成二十四年法律第六十 定により都道府県が処理することとされて
(新設)	(新設)	子ども・子育て支援法(附則第十八条及び第十九条第二項後段の規
処理することとされている事務		処理することとされている事務
号)の項を除く。)の規定により都道府県が		号)の項を除く。)の規定により都道府県が
に関する法律(昭和二十九年法律第三十六		に関する法律(昭和二十九年法律第三十六
三章(第二十二条の表国税収納金整理資金		三章(第二十二条の表国税収納金整理資金
暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第		暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第
による廃止前の地方法人特別税等に関する	八年法律第十三号)	八年法律第十三号) による廃止前の地方法人特別税等に関する
十  の効力を有するものとされた第九条の規定	する等の法律(平成二十	する等の法律 (平成二十)の効力を有するものとされた第九条の規定
正 附則第三十一条第二項の規定によりなおそ	地方税法等の一部を改正	地方税法等の一部を改正 附則第三十一条第二項の規定によりなおそ
(略)	(略)	(略) (略)
事務	法律	法律事務
における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	における用語の意義	における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律	備考 この表の下欄の田	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律
号法定受託事務(第二条関係)	別表第一 第一号法定受託	別表第一(第一号法定受託事務(第二条関係)
現行		改 正 後

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
止
部
分

_	ばならない。
-   る支給認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない	る教育・保育給付認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなけれ
実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定す	実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定す
しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の	しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の
は入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若	は入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若
かに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しく	かに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しく
童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速や	童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速や
見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児	見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児
ため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後	ため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後
⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保する	⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保する
②~④ (略)	②~④ (略)
第四十七条 (略)	第四十七条 (略)
現	改正後

_
傍線
線
部
分
は
改
正
部
分

三十四(略)	三十四(略)
	る認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)
	設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置す
設置する教育・保育施設に係るものを除く。)	設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施
三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の	三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の
一~三十二 (略)	一~三十二 (略)
•	0
次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する	次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する
な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある	な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある
つて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑	つて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑
第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であ	第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であ
ない事務に要する経費)	ない事務に要する経費)
(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければなら	(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければなら
現	改正後

(傍線部分は改正部分)

\* 「現行」は、 災害救助法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十二号)附則第三条による改正後のもの。

県以外の都道府県の区域提供を受ける通知都道府	別表第四(第三十条の十二関係)	一の六~十 (略)							一の五 市町村長	一~一の四 (略)	町村長その他の執行機関	県の区域内の市町村の市	提供を受ける通知都道府	別表第二(第三十条の十関係)	
事務	係)	(略)	て総務省令で定めるもの	子育て支援事業の実施に関する事務であつ	の支給又は同法第五十九条の地域子ども	十条の二の子育てのための施設等利用給付	のための教育・保育給付若しくは同法第三	第六十五号)による同法第十一条の子ども	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律	(略)		事務			改正後
	Pil			つ	•	付	<u>= </u>	<u> </u>	年						
県以外の都道府県の区域提供を受ける通知都道府	別表第四(第三十条の十二関係)	一の六~十 (略)							一の五 市町村長	一~一の四 (略)	町村長その他の執行機関	県の区域内の市町村の市	提供を受ける通知都道府	別表第二(第三十条の十関係)	
事	<b>闵係)</b>	(略)		るもの	実施に関する事務であつて総務省令で定め	五十九条の地域子ども・子育て支援事業の	のための教育・保育給付の支給又は同法第	第六十五号)による同法第十一条の子ども	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律	(略)		事		(ボ)	現行
務					秘省令で定め	<b>甲て支援事業の</b>		一条の子ども	风二十四年法律			務			

の也の執行幾関内の市町村の市町村の市町村の市町村の市町村の市町村			の也の執う幾関の市町村長そ	
一〜一の四 (略)	(略)		一~一の四 (略)	(略)
一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条	1	一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条
	の子どものための教育・保育給付若しくは			の子どものための教育・保育給付の支給又
	同法第三十条の二の子育てのための施設等			は同法第五十九条の地域子ども・子育て支
	利用給付の支給又は同法第五十九条の地域			援事業の実施に関する事務であつて総務省
	子ども・子育て支援事業の実施に関する事			令で定めるもの
	務であつて総務省令で定めるもの			
(略) 十〜六の一	(略)		一の六~十 (略)	(略)

傍
線
部
分
-
は
改
<u></u>
止
部
디
分
IJ
_

(歳入及び歳出)	(歳入及び歳出)
- も明確にすることを目的とする	一一 一
を月雀こすることを目内とする。	両立支援事業こ関する汝守の圣里を明確こすることを目りとする。
も・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に関する政府の経理	ための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て
四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付、地域子ど	四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付、子育ての
律第七十三号)による児童手当並びに子ども・子育て支援法(平成二十	律第七十三号)による児童手当並びに子ども・子育て支援法(平成二十
よる船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法(昭和四十六年法	よる船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法(昭和四十六年法
十号)による健康保険及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に	十号)による健康保険及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に
て「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七	て「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七
支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節におい	支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節におい
険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金	険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金
)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保	)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保
別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。	別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。
七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)による給付遅延特	七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)による給付遅延特
支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十	支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十
)による国民年金事業(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の	)による国民年金事業(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の
第百八条 年金特別会計は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号	第百八条 年金特別会計は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号
(目的)	(目的)
現	改正後

6 第百十一条 5  $\frac{2}{4}$ 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、 チ ホ 口 イ ハ 子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第 (略 歳出 国庫が支弁する費用を含む。 に関する諸費並びに子育てのための施設等利用給付交付金 三項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及び仕事・子育て両 六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及びこれ 立支援事業費 二項の規定による交付金をいい (略) 児童手当交付金 附属諸費 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 子どものための教育・保育給付交付金(子ども・子育て支援法第 業務勘定への繰入金 業務取扱費 一時借入金の利子 (略) (略) 第百二十条第二項第三号において同じ 同法第六十六条の二の規定により 次のとおりとする (同条第 5 6  $\frac{2}{4}$ 第百十一条 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、 チ ホ 口 1 (略) 歳出 立支援事業費 に関する諸費 二項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及び仕事・子育て両 六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及びこれ 子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第 略 児童手当交付金 附属諸費 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 子どものための教育・保育給付交付金(子ども・子育て支援法第 業務勘定への繰入金 業務取扱費 一時借入金の利子 (略) (略) 次のとおりとする

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 (略)

2 (略)

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児 3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児 で付金に関する諸費で国庫が負担するもの、子ども・子育て支援法第六十五条の規 で付金に関する諸費で国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付 交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付 交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法第六十五条の規 る 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児 3

・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第三項の規定により国により国庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号に掲げる地域子ども条第二項の規定により国庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定

で国庫が負担するものとする。 庫が負担するもの並びに第百十一条第五項第二号へに掲げる業務取扱費

4 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

·二 (略)

(子どものための教育・保育給付交付金の額、子育てのための施設等三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れた金額

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 (略)

2 (略)

子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用で同法第六十五条の規定により国庫が負担するもの、子ども・子育て支援法第六十五条の規で付金に関する諸費で国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付で制定により国庫が負担するもの、子ども・子育て支援法第六十五条の規定により国庫が負担するものとび第百十一条第五項第二号へに掲げる業務取扱費で国庫が負担するものとする。

4 (略)

(受入金等の過不足の調整

第百二十条 (略)

前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

2

· 二 (略)

(子どものための教育・保育給付交付金の額及び子ども・子育て支援毎会計年度一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れた金額

業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額に対して超過し、又は不足 する場合 る諸費に係る国庫負担金の額及び第百十一条第五項第二号へに掲げる による国庫負担金の額、子どものための教育・保育給付交付金に関す 利用給付交付金の額及び子ども・子育て支援交付金の額を除く。)が 当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項までの規定

四~七 対して超過し、又は不足する場合 第五項第二号へに掲げる業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額に 項から第三項までの規定による国庫負担金の額、子どものための教育 交付金の額を除く。)が、当該年度における児童手当法第十八条第一 ・保育給付交付金に関する諸費に係る国庫負担金の額及び第百十一条

(略)

四 {

(略)

(傍線部分は改正部分)

(略)       (時)       (時)       (時)       (日本)       <	第十九条、第		改 正 後
(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (本)       (本) <td< td=""><td>九条、第二</td><td>5  </td><td>現</td></td<>	九条、第二	5	現

略	百十七~百二																	
	6百二 (略)	もの	で定り	主務	であ	する事	実施し	援事	子育て	子ども	又は	付 の t	等利	めの	育ての	しく	育給	教育
	(略)		める 府県知事	省令 臣又け	って 厚生労働大	事務 年金機構	に関臣又は日本	業の 厚生労働大	て 支	* •	地域事等	支給都道府県知	用 給	施設	のた	は 子	付 岩 事	・保 都道府県知
	(略)		事	又は都道って					務省	支援	 当 関		もの		<u></u> ) に	条第	援若	
				って主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であ	務省令で定めるもの	の支給に関する情報であって主	国民年金法による障害基礎年金	務省令で定めるもの	支援給付等関係情報であって主	当関係情報又は中国残留邦人等	生活保護関係情報、児童扶養手		情報であって主務省令で定める	)に関する情報又は障害者関係	条第一項第三号の措置をいう。	援若しくは措置(同法第二十七	児童福祉法による障害児入所支
<u> </u>	- 百																	
(略)	百十七~百二																	
	略)						めるもの	省令で定	って主務	事務であ	に関する	業の実施	て支援事	も・子育	地域子ど	支給又は	育給付の	教育・保
	(略)		府県知事	臣又は都道	厚生労働大	年金機構	臣又は日本	厚生労働大			事等	都道府県知					事	都道府県知
					、特別児童扶養手当関係情報であ	務省令で定めるもの	一の支給に関する情報であって主	国民年金法に	務省令で定めるもの	支援給付等関係情報であって主	当関係情報又は中国残留邦人等	生活保護関係情報、	もの	情報であって主務省令で定める	)に関する情報又は障害者関係	条第一項第三号の措置をいう。	援若しくは措置(同法第二十七	児童福祉法による障害児入所支

(傍線
部
分は、
改正
部分
_

	改正後		現行	
(児童福祉法等の特例)	)特例)	(児童福祉法等の特例)	7例)	
第十二条の四 (略)		第十二条の四 (略)		
2 · 3 (略)		2 · 3 (略)		
4 第一項の場合に	第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については	4 第一項の場合にな	第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については	用について
、次の表の上欄に	の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ	、次の表の上欄に埋	上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	字句は、それ
ぞれ同表の下欄の字句とするほか、	)字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め	ぞれ同表の下欄の字	欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、	、政令で定め
る。		る。		
第二十とき	とき、又は教育・保育給付認定子ども(同項第	第二十とき	とき、又は支給認定子ども(同項第	(同項第二号に掲げ
九条第	二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教	九条第	る小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど	合総定子ど
一項	育・保育給付認定子どもに限る。以下「満三歳	一項	もに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」	『定子ども』
	以上保育認定子ども」という。)が、教育・保		という。)が、支給認定の有効期間内において	一内において
	育給付認定の有効期間内において、国家戦略特		、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百	年法律第百
	別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二		七号)第十二条の四第一項に規定する国家戦略	、る国家戦略
	条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規		特別区域小規模保育事業(以下単に「国家戦略	. 「国家戦略
	模保育事業(以下単に「国家戦略特別区域小規		特別区域小規模保育事業」という。)として行	)として行
	模保育事業」という。)として行われる保育を		われる保育を行う事業者である特定地域型保育	地域型保育
	行う事業者である特定地域型保育事業者(以下		事業者(以下「国家戦略特別区域特定小規模保	定小規模保
	「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」と		育事業者」という。)から特定地域型保育を受	型保育を受

坦	Þ	hh-								_L	<i>h</i> /r											
項第一	条第一	第三十	(略)						二項	九条第	第二十											
		とき	(略)								とする。					要した費用	域型保育	当該特定地	定子ども	未満保育認	当該満三歳	
付認定保護者が同項の規定による申請をした日	満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが、当該	(略)	育認定子どもに受けさせるものとする。	歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保	育事業者に支給認定証を提示して当該特定満三	ところにより、国家戦略特別区域特定小規模保	育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定める	ようとする満三歳以上保育認定子どもに係る教	から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受け	とし、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者	地域型保育」という。)に要した費用	のものに限る。以下「特定満三歳以上保育認定	者による特定地域型保育(保育必要量の範囲内	に対する国家戦略特別区域特定小規模保育事業	要した費用又は当該満三歳以上保育認定子ども	域型保育	当該満三歳未満保育認定子どもに対する特定地		以上保育認定子ども	当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳	いう。)から特定地域型保育を受けたとき
項																						
	条	第								九	第											
項 第 一	条 第 一	第三十	(略)						二項	九条第	第二十上						垃	八八	÷	<u>+</u>	八八	
第一	条 第 一	第三十とき	(略) (略)						項	九条第	第二十とする。					要した費用	域型保育	当該特定地	定子ども	未満保育認	当該満三歳	

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者	総数が	+	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者	総数が	第四十
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<° )			<° )		
もの(特定満三歳以上保育認定地域型保育を除	もの		もの(特定満三歳以上保育認定地域型保育を除	もの	
				ども	
	ども		認定子	給付物	
<u> </u>	支給認定子		保育	教 育 •	
	に該当する		する	に該当する	
	学前子ども		ども	学前子ども	
700	る小学校就		小学校就	る小学	
満三歳以上保育認定子ども	同号に掲げ		.掲げ 満三歳以上保育認定子ども	同号に	
			ども	認定子ども	
	認定子ども		保育給付	·保	
7.01	当する支給		)教育	当する教育	
	子どもに該		に 該	子どもに	
17.7	学校就学前	号	学前	学校就学前	号
·	に掲げる小	項第三	る小	一に掲げる	項第三
<u> </u>	一項第二号	条第一	項第二号	_	条第一
満三歳以上保育認定子ども	第十九条第	第三十	条第  満三歳以上保育認定子ども	- 第十九条第	第三十
			受けたとき		
上保育認定地域型保育を受けたとき			由により特定満三歳以上保育認定地域型保育を		
急その他やむを得ない理由により特定満三歳以			の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理		
給認定の効力が生じた日の前日までの間に、		号	から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日		号

	I																	<del></del>
(略)																	二項	五条第
(魯)		どもを	保育認定子	満三歳未満					総数を									
(略)	) <i>を</i>	保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども	特定小規模保育事業者にあっては、満三歳未満	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域	<i>E</i>	項の確認において定められた利用定員の総数)	別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一	にあっては、当該区分に応ずる当該国家戦略特	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者	もの総数) が	所を現に利用している教育・保育給付認定子ど	及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業	前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども	域特定小規模保育事業所」という。)における	特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区	国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る	に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該	にあっては、第十九条第一項第二号及び第三号
(略)																	二項	五条第
(略)		どもを	保育認定子	満三歳未満					総数を									
(略)	) &	保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども	特定小規模保育事業者にあっては、満三歳未満	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域	E	項の確認において定められた利用定員の総数)	別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一	にあっては、当該区分に応ずる当該国家戦略特	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者		用している支給認定子どもの総数)が	家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利	前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国	域特定小規模保育事業所」という。)における	特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区	国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る	に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該	にあっては、第十九条第一項第二号及び第三号

〇 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)(抄)

る改正後のもの。

\* 「現行」は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(第百九十八回国会提出予定)附則第五条によ

(傍線部分は改正部分)

(略)					亚	-			h	アド	2	_			I
					平成三十三年三月三十一日		平成三十二年三月三十一日	期限	れぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	び前項各号に掲げる事務のほか、	総務省は、第三条第一項の	第二条 (略)	(所掌事務の特例)	附則	改
(略)	画及び立案並びに推進に関すること。	の自立促進に関する総合的な政策の企	第一項に規定する過疎地域をいう。)	法(平成十二年法律第十五号)第二条	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置)	<u>るけと。</u>	子ども・子育て支援臨時交付金に関す	事務	務をつかさどる。	か、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ	第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及				正 後
(略)					平成三十三年三月三十一日		(新設)	期限	れぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	び前項各号に掲げる事	2 総務省は、第三条第	第二条 (略)	(所掌事務の特例)	附則	
					日日				げる事業	務のほか	一項のに				現
(略)	画及び立案並びに推進に関すること。	の自立促進に関する総合的な政策の企	第一項に規定する過疎地域をいう。)	法(平成十二年法律第十五号)第二条	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置		(新設)	事務	俗をつかさどる。	び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ	第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及				行

(地方財政審議会の所掌事務の特例)	(地方財政審議会の所掌事務の特例)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか	(新設)
、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法(平成二	
十四年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処	
理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する	
0	